広報
やまこし
1980
2月
第140号

■発行／新潟県古志郡山古志村役場　電話（025859）2331　■印刷／大川印刷株式会社　■毎月１日発行

春のにおい

今、種芋原、川上六一さん方では、ふきのとう、せりの「春のにおい」でいっぱいです。ふきのとう、せりの水栽培を始めてからもう何年も経ったそうですが……

「最初は土に植えたのですが場所をとってうまくいきませんでした。秋に根をとってきて水の中に入れておくだけで、そんなにめんどうもかかりません。

親戚や知人に持っていくと、珍しいのでとても喜ばれます。」

……種芋原ではもう何軒も、この栽培をはじめています。

人口の動き
（54.12.31現在）

■人口 3,700（－7）　男 1,839・女 1,861　世帯数 937（－1）
■12月中のうごき　□出生 3　□死亡 4　□転入 3　□転出 9

知っておこう

バイク・耕うん機・軽四輪

売買・廃車等の手続きはお早めに

バイク・耕うん機・軽四輪を売ったり、スクラップにしたのに税金がきた。一台しか持ってないのに二台分かかってきた。――毎年五月に軽自動車税の納税通知書が配布されると、こんな問合せがよくきます。

他人に売っても、スクラップにしても、正規の手続きをしないといつまでも税金はかかります。軽自動車税の賦課期日は四月一日ですので、三月三十一日までに手続きをすれば新年度の税金はかかりません。該当する人はお急ぎを。

なお、四月以降に手続きをした場合、軽四輪などは月割りで残りの分の税金が返ってきますが、一二五cc以下のバイク、耕うん機などは年割りですので返りません。

▼手続きは……

一二五ccまでのバイク、耕うん機は役場税務課へ。変更申告書と廃車の場合ナンバーを添えてください。

軽四輪、一二五ccを超える二輪車などは陸運事務所で所定の手続きをしてください。

なお、ナンバーの滅失等により手続きのできない人は、役場税務課へご相談ください。

児童手当

10月～1月分は2月6日（水）に支給

支給額が変わりました。

○住民税所得割非課税世帯
　１人につき　**月額 6,500円**
　（54年10月改訂、改訂前6,000円）

○住民税所得割課税世帯
　１人につき　**月額 5,000円**
　（従来どおり）

支給月は次のとおりです。

10月～１月分	２月
２月～５月分	６月
６月～９月分	10月

自動車税の住所変更はお早めに

自動車（軽自動車を除く）をお持ちの方で、昨年四月一日以降、新築・転居・結婚等で住居を移された方は、お早めに次の事項を電話かはがきでお知らせください。

(1) 自動車登録番号
(2) 新住所および氏名

連絡先＝長岡財務事務所
〒940 長岡市四郎丸沖田173番2
☎(34)三一一一　内線211・212

住宅金融公庫

住宅に断熱材の使用を

最高30万円の割増融資――

新築または増改築される方は、断熱材を入れることをおすすめします。東京地方を例にとりますと三十六坪の住宅には約二〇万円ほどで断熱材を入れることができ、これによって暖房費は半分程度も節約できます。

個人住宅建設資金
申込受付

受付期間＝2月27日まで
選定方法＝先着順で無抽選
申込場所＝県内の公庫業務取扱金融機関

公庫では、住宅を新築・増改築する際に、断熱構造化工事について割増融資を行っています。天井や壁、床に断熱材を施行したり、二重窓などの工事を行う場合、通常の融資額に一〇～三〇万円の割増融資を行います。

※詳しくは、公庫北関東支所（〇二七二―32―六六五五）または業務取扱金融機関へ。

耳のよく聞こえない方に「シルバーホーンひびき」

こまくの病気などで、声のよく聞こえない方のために、頭の骨の振動を利用して声を伝える電話機「シルバーホーンひびき」ができました。

ご希望の方は、長岡電報電話局へおたずねください。

☎(32)〇六〇〇（無料）

村職員の移動

一月十日付（　）は旧所属

▼総務課長　金内武治（産業課長）
▼産業課長心得　峰村功（産業課）

十二月二十二日付

▼退職　坂牧清作（総務課長）

★村長選挙 投票日は3月23日(日)に

告示は3月16日

村長の任期満了（三月三十日）に伴い、今年選挙が行われます。私たちにとっては一番身近な選挙ですが、一月十一日に開かれた選挙管理委員会で、三月十六日（日）に告示、投票日は三月二十三日（日）と決まりました。

村政の将来をはかる選挙です。まず、その土台となる選挙を明るく、正しく行いましょう。

きれいな選挙の3原則

贈らない・求めない・受けとらない

お持ちですか 郵便投票証明書

重度の身体障害者で「郵便投票証明書＝四年間有効」をお持ちの方は、選挙のとき郵送による在宅投票ができます。

次に該当し、まだ証明書のない方、また有効期間の過ぎた方は、早めに選挙管理委員会（役場内）へお申出ください。

該当者……▼身体障害者手帳をお持ちの方　両下肢もしくは体幹の障害が一級か二級、心臓・じん臓もしくは呼吸器の障害が一級もしくは三級　**▼戦傷病者手帳をお持ちの方**　両下肢もしくは体幹の障害が特別項症から第二項症、心臓・じん臓もしくは呼吸器の障害が特別項症から第三項症まで。

出稼ぎ者は告示前に 不在者投票の請求を

投票日に投票できない場合は不在者投票ができますが、その期間は告示の日から投票日の前日までの一週間です。

出稼ぎ中の人などは、投票用紙の請求→送付→投票→返送、という手順をとりますが、郵送ですので時間がかかり、間に合わなくなる心配があります。

投票用紙の請求は告示前でもできますので、早めに済ませてください。用紙は二月下旬から選挙管理委員会に用意してあります。

なお、告示前に請求した人には告示の日に投票用紙を発送します。

2月は省エネルギー月間

省エネルギーは 第5の 純国産エネルギー

省エネルギーは、五番目のエネルギー源――といわれます。

石油、石炭、天然ガス、原子力に次ぐエネルギーというわけです。石油の九九・八%を輸入に頼るわが国にとって、省エネルギーは単なる〝節約〟にとどまらず、国民一人ひとりが生み出す〝純国産エネルギー〟なのです。

いま、国をあげて七%、約二千万キロリットルの石油消費節減（一月十一日の閣議で決定）に努力しています。

折から、暖房用の灯油の需要が多い時期です。あなたのご家庭でも省エネルギー＝〝第五のエネルギー〟の生産にご協力ください。

エネルギーを大切に

暖房温度は18度以下に

部屋の温度は十八度以上にしないことを目安に、こまめな調節を行ってください。暖房温度を一度下げれば、燃料費は約一割節約できます。

太陽の恵みを

冬でも、太陽があたればとても暖かくなります。南側の窓などはできるだけ雪をはらって、太陽熱を十分に取入れましょう。

乳幼児のカゼ

家庭の医療

乳幼児のかかる病気では、カゼが、一番多く、一年間に五、六回はひくといわれています。

原因と症状の特徴

乳幼児のカゼは、両親など身近な人からうつされることが多く、その原因は、ほとんどがウイルスによるものです。ウイルスなどがのどにとどまっているかぎり、それほど問題ではありませんが〝毒力〟が強かったり、体の抵抗力が弱まっていたりすると、症状が重くなってしまいます。

初期の症状としては、鼻カゼがほとんどです。しかし、おとなと違って口で呼吸がうまくできないため、すぐ不きげんになり、乳やミルクが飲みにくくなりますので気をつけてあげましょう。

気をつけたいこと

乳幼児のカゼで一番注意したいのは中耳炎です。鼻と耳がのどの奥でつながっているため、鼻カゼで中耳炎を起こしやすいのです。

また、乳幼児のカゼには下痢はつきもの。下痢をしても、食欲があってきげんがよければ心配ありませんが、乳やミルクを飲まなくなり、吐いたりするようになると注意信号とみてよいでしょう。

さらに、ぐったりする、うとうとする、目が落ちくぼむ、ひきつける、尿があまり出ない――といった症状は危険信号です。直ちに小児科の専門医へ。

手当て

初期の鼻カゼの段階で、部屋を温めたり、着るものに気を配り、体の保温に注意しましょう。

下痢の場合は、温かくして安静に寝かせ、水分を十分に。むやみに下痢どめの薬などを飲ませるのは、禁物です。

発熱のときは

熱のあるときは、体の保温に気を配り、頭を冷やしてやるとよいでしょう。ただ、三十八度台の熱が続いたり、けいれんを起こしやすい子供の場合などは、早めに医師の指示を受けてください。

村史編集メモ(2)

「御検地方御賄附立帳」からみた山古志の食糧

村史調査執筆委員　田辺　久美子

五月十日

一、白米弐升五合　代六拾弐文
一、味噌　代拾五文
一、水油　代拾弐文
一、薪木　代六文
一、炭　代六文
一、醤油　代五文
一、山いも　代五文
一、里いも　代弐文
一、かんぴょう　代弐文
一、ほし大根　代弐文
一、肴　代拾五文
一、やきふ　代七文
一、梅干　代四文
〆銭百四拾壱文

（御検地方御賄附立帳（天明元年＝一七八一年））

これは、検地のために派遣された役人への食事材料とその代金、そして代金の請取りをひかえた帳面の一部です。（検地の期間は約一か月）

検地の測量は、竿や縄を使って行われました。その際役人が、竿をつめて置くか、縄をゆるく張るかどうかによって、租税の重さが相当違ってきます。ですから、検地役人への対応が、村人達にとって大問題でした。

このことを頭に入れて役人に出す食事を考えれば、当時の村での最大のごちそうを出したと思ってよいでしょう。それでもその材料は、先に掲げたもの以外で、ふき、しいたけ、ぜんまい、竹の子、わらび、とうふ、たまご、かつをぶしといったものしか、この帳面にはのっていません。

役人への「ごちそう」材料の記録ですから、当時の人達の食生活が直接わかるというものではありません。しかし、味つけはどうや味噌・醤油だけらしい――とか、その食生活の一端は想像できるのではないでしょうか。

住みよい村づくりに役立つ 郵便局の 簡易保険積立金

↑錦鯉総合センター

簡易保険加入者の皆さんから毎月払込んでいただいている保険料は、保険金や配当金としてお支払いするまでの間積立てられ、「確実・有利・公共の利益」になるよう運用されています。

この資金は、住みよい村づくりを進めるために、みなさんの身近な学校・道路などの整備拡充に役立てられています。

山古志村でも、「東竹沢小学校、錦鯉総合センター、村道の改良・舗装」などに融資され、五十五年一月で、二億円にも達しています。

……現在、「明るいくらしの設計・簡易保険新加入運動」を実施中です……。

（竹沢郵便局）

住民税・所得税の申告は 3月15日までに

私たちが豊かな生活を送り、住みよい村をつくるため、税金はいろいろなところで使われています。道路、学校、福祉など――税金は私たちが安定した生活のため負担しなければならない〝暮らしを守る共通の会費〟といえます。

みなさんから納めていただく共通の会費＝税金は、公平で均衡がとれていなければなりません。このためには、みなさん一人一人から正しい申告をしていただくことが一番の条件となっています。

今年も税金の申告時期が近づいてきました。住民税、所得税等の申告期限は三月十五日です。正しい申告をされるようお願いします。

住民税

近く区長を通し、申告用紙を配布しますので、三月十五日までに申告してください。

なお、二月中旬から三月十五日までの間、税務課の職員が各部落に出向き、納税相談を兼ね、申告指導や申告の受付けを行います。日程は後日お知らせしますが、今から収入や必要経費に関する資料を整えたり、出稼ぎ中のご主人と連絡をとるなど、申告の準備をしてください。

申告しなければならない人

今年一月一日現在で山古志村に住んでいる人（出稼ぎや旅行中の人も含む）は、次の「申告しなくてよい人」に該当する人を除き、すべての人が申告しなければなりません。

また、同じ世帯内であっても、所得のあった人は各人ごとに申告が必要です。

申告しなくてよい人

○五十四年中に所得がなかった人
○五十四年中の所得が給与所得だけだった人
○五十四年分の所得税の確定申告を税務署に提出した人

公正な税金は 正しい申告から

長岡税務署(35)2070
役場税務課　2332

所得税（確定申告）

所得税（国税）の確定申告の期限も三月十五日です。

長岡税務署では、次の日程で納税相談を行い、申告指導や申告の受付けを行います。

二月十八日（月）午前十時から
山古志村役場

申告される人は、認印と、保険料の払込証明書、その他関係書類を忘れずにお持ちください。なお、出稼ぎ収入等がある人は、事前に勤務先から「源泉徴収票」をもらってください。また、五十四年中に勤めた事業所が二つ以上あるときは、それぞれの事業所の分が必要です。

申告書は自分で書きましょう

いま「申告書は自分で書きましょう」のキャンペーンを行っています。

申告書の用紙は、税務署から各人ごとに送られてきますが、申告書の書き方はむずかしいものではありません。住所、氏名、扶養親族など、わかる箇所はご自分で書いてみてください。

確定申告で税金がもどってくる場合があります

五十四年の中途で退職して年末調整を受けなかった人などは、確定申告すると納めた税金がもどってくる場合があります。

また、住宅取得控除と医療費控除を受けるためには、確定申告をしなければなりません。

※　税務署から確定申告書が送付された人で、日時・場所の指定がない人は、住民税の納税相談の際にも受付けます。

駐在だより

長岡警察署
竹沢・種苧原・蓬平駐在所

◇暴力団の壊滅
○暴力を　許さぬ勇気絶つ根気
○暴力を　なくすみんなの監視の目
○暴力に　あなたの武器は一一〇番

◇スリップ事故の防止
○冬の道　車はすべる止まれない
○冬の道　やめよう急ブレーキ急発進
○スピードは控え目に車間距離は十分に

◇猟銃・残火薬類の――適正な保管と事故防止
○カギをかけたかガンロッカー
○残火薬　保管委託でまず安心
○銃とタマ　別個に保管カギかけて

◇スキー場における犯罪と事故の防止
○盗難に　みんなで用心楽しいスキー
○滑降は　技術にあったゲレンデで

募金にご協力ありがとうございました

ミニコロニー「みのわの里」に ～大口募金もお願いします～

心身障害者のため、越路町にミニコロニー「みのわの里」が設立されることになり、五十五年度に身体障害者施設、五十六年度に精神薄弱者施設が建設されます。

さきに、この施設の運営および施設整備のため、村民のみなさんに募金をお願いしたところ、たくさんの善意をいただきました。温かいご理解とご協力、ありがとうございました。

募金額　二三〇、〇五二円
（目標額）二三二、八〇〇円

なお、同主旨に基づいて、事業所を対象に**特別寄付金**（大口募金）をお願いしますので、ご協力ください。

募金目標額　一三三、〇〇〇円
期日　二月一日～三月三十一日
（山古志村身体障害者福祉協会・山古志村親の会）

赤い羽根共同募金

募金額　四二四、九五六円
（目標額）三八二、〇〇〇円

この募金は、県共同募金会に集められ、社会福祉施設や地域住民の福祉活動費に充てられることになっています。

歳末たすけあい募金

募金額　一八八、七二〇円
（目標額）二〇〇、〇〇〇円

生活に困っている人や体の不自由な人など、村内四十一世帯、施設入所者五十人に届けられました。みなさんの温かいお気持が大変感謝されたことをお伝えします。

山古志よもやま (121)

八犬伝とその作者　佐野軍兵

まかして和主はとく就枕りね。やよ噛々と右左より。只ひたすら賺すを磯九郎は。半分聞かず疾視（にらまへ）嗜りて。牛より起し事なりとて。馬をやとふて何にせん。多寡の知れたる連婚銭小角力も取る俺なるに。重荷とせらるる事あらんや。けふは初の九日にて。真夜中までは月もあり。足のやいど（灸）にあらねども。五里や三里を走ればとて。いかばかりのことやある。とく擔づくりてわたさずや。と頻りに狂ふ生酔ひも。慾にはたがはぬ卑劣の本性。とどまるべくもあらざれば。牛裁判らは賺しかねて。かくまでいへば是非もなしとて。なまじい暴立てて。なほこのうへのさわぎに及ばば。裁判人の甲斐なしとて。主人に怨みられやせん。放ちてやるもよかるべし。とささやきつ。商量したる。そが中に一両名庖やのかたに赴むきて。ふろしき枕草鞋まで。手々にもて来て。にづくる程に。その餘のものは磯九郎を。ようやくに推鎮めて。やよ磯九主聞き給へ。かくは和主の望みにまかして。銭は縮も擔づくりたり。草鞋もここにあり。身ごしらへして出ずや。といはれてよろこぶ磯九郎は。二つの擔荷を見かへりて。是で好これでよし。さらば罷らん。客人にも主人にもよくこころえせよ。といひつつ立を。庭門より。とことばをかくるそが一人は。先に走りて推開く。はぎの折戸もとび石近く。縁類にははや磯九郎が。もすそ（裳）端折り草鞋をはくに。こじりつかへて邪魔になる。中刀取らして償ふて。つつみの上にさしはさむ。うちなる二人は朸（あふこ）の両端。耶と吊揚げて乗せてやる。重擔を肩に受とて。物とも思はぬ血気のわかもの。よろめきながら出でゆくを。心もとなく思ひたる。裁判人らはみ送り果て。もとの席に座を占むれば。酒客におそれて次のまへ。避けたる給持の婢妾らと。共に小ものも出て来て。またまた酒をすすむるにぞ。牛裁判らは磯九郎の。噂をしつつ小ものにむかひて。さるにても酔ふたるものに。十貫文の銭をもたして。夜行をやるは心もとなし。たれだれにても見隠れに。送りゆくこそよかんめれ。